

平成27年度 第1回黒松内町総合教育会議事録

1. 期 日 平成27年 7月17日 (金)
午後3時30分から4時25分
2. 場 所 コミュニティ防災センター 町民活動室1
3. 出席者 (構成員)
- | | |
|-------|---------|
| 町 長 | 鎌 田 満 |
| 教育委員長 | 池 田 重 人 |
| 教育委員 | 小 林 尋 子 |
| 教育委員 | 成 田 志津代 |
| 教 育 長 | 内 山 哲 男 |
- (事務局)
- 教育委員会教育次長 鈴木 浩 勝

本日の会議に付した事件

- (1) 黒松内町総合教育会議設置要綱の制定について
- (2) 黒松内町教育大綱の作成について
- (3) 当面する黒松内町教育課題(協議)

事務局 定刻になりましたので、第1回黒松内町総合教育会議を開会します。次第のとおり進行いたします。まず、鎌田町長よりごあいさつをお願いします。

町長 開催にあたり教育委員の皆さんにはご出席いただきありがとうございます。日頃から、教育行政の推進につきまして敬意と感謝を申し上げます。

地方教育行政は大きな変革がございまして、まずは新教育長制度では現教育長の任期までを移行期間として行い、10月1日から新しい制度による新教育長として始めます。

もう一つは、町長の権限が強化されており、総合教育会議の設置が含まれています。今日は、設置要綱を定めるための協議をさせていただきたく考えております。

教育大綱では、会議の中で皆さんと相談の中から策定をしたいと考えております。

まずは、1回目の会議として開催いたしますので、どうぞ、よろしく願いいたします。簡単ですがあいさつといたします。

事務局 それでは、2番の出席者の紹介を事務局からいたします。2ページをお開きください。構成員として、鎌田町長です。続きまして、教育委員会からは池田重人教育委員長、小林尋子教育委員、成田志津代教育委員、内山哲男教育長でございます。本来であれば岡久孝雄教育委員も出席するところではありますが、本日は別な要件があるとのことで欠席させていただいております。庶務は、教育委員会の総務・生涯学習グループが担当いたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、3番の議題です。まだ、設置要綱が制定されておられませんので、ここまでは事務局が進行させていただきます。

(1)黒松内町総合教育会議設置要綱の制定についてです。3ページをお開きください。3ページと4ページにあります要綱案の説明の前に、5ページと6ページの資料にて総合教育会議の概要を説明いたします。先ほどの町長のあいさつで、また、過日開催いたしました教育委員会にて説明しておりますので、主要な点のみ説明いたします。

平成27年4月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、施行されております。大きく4点の改正がされており、その一つが総合教育会議の設置が義務付けられたものです。

現行制度においても町長は教育行政において予算編成などで大きな役割を担っておりましたが、町長と教育委員会との意思疎通が十分ではなく、地域教育のあるべき姿を共有できてないという課題がありました。これは、本町の例でなく国内全般のお話ではありますが、この課題解決のため、総合教育会議にて相互連携を図り、より一層民意を反映した教育行政を推進するものです。

総合教育会議は、資料①のとおり町長が設置し、招集することとなっており、②のとおりの内容を協議・調整を行うこととなっております。③では会議の公開制と記事録の公表に努めることとなっております。④では会議で調整された事項は、町長また

は教育委員会においても、その結果を尊重しなければならないものとされています。

本町では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を基に、3ページと4ページにある設置要綱案を定めさせていただいております。第1条の目的では趣旨等をまとめたものを記載しております。第2条では町長及び教育委員会、教育委員を指しておりますがこれを構成員としております。第3条では、所掌事項では教育大綱の策定に関する協議を含めた3点を定めさせていただいております。第4条は会議の規定であり、町長が招集し議長をしていただくものです。教育委員会は協議が必要とする思料がある場合は招集を求めることができるものです。他には調整結果を尊重すること、協議において必要が認められる場合には関係者等を意見を聴くことができること、会議を公開することなどを規定しています。第5条では記事録として、町長は遅滞なく記事録を作成し、原則、これを公表することとしておりますが、個人の秘密等で影響が考えられるときは、公表しない場合がありますので、原則としています。第6条では庶務の事務を執り行う部署として、教育委員会の総務・生涯学習グループを明記しております。最後の項目の第7条では委任について規定しております。附則は、期日の記載はありませんが、本日、ご承認いただけますと本日からの施行となります。以上、設置要綱案を説明いたしました。

町長 事務局から設置要綱案を説明いたしました。
設置要綱は、これでよろしいでしょうか。

委員等 はい。

町長 それでは、設置要綱をこれで決定させていただきます。
続きまして、(2)黒松内町教育大綱をの作成についてを議題といたします。
事務局から説明願います。

事務局 7ページをお開きください。大綱の作成は、町長から業務委任を受けておりますので、教育委員会が作成いたします。大綱の位置付けは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されています。また、教育基本法第17条第2項に基づく自治体の教育振興基本計画策定の努力義務でありましたが、本町では策定しておりません。

大綱は基本計画と重ねることができることから、本町の場合は今回策定する大綱を基本計画として位置付けるものとして、作業をしていきたいと考えております。

関連計画等との整理では、資料のとおり国の第2期教育振興基本計画、北海道教育振興計画のほか、本町の第3次総合計画、ブナっ子どもプラン、教育行政執行方針、教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書等と関連付けをし、策定していきます。

期間は、平成27年度を始期として、31年度を終期とする5年間を考えております。

なお、町民の意見を収集手続きを実施して、公表を11月に予定しており、平成2

8年度教育行政執行方針には、大綱の考え方をに入れていきたいと考えております。

体系の案を説明いたしますので、8ページをお開きください。この図のとおり決定という訳ではございませんが、理念を定め、目標は教育目標から取らせていただきました5点としています。施策の基本的方向性は4点とし、これは大綱を制定したら見直しするもので、5年間はほぼ変わらないものと考えております。実施計画の部分は毎年変わるもので、主な施策の観点では毎年度作成する教育行政執行方針の3つの柱、7つの項目から構成され、町議会にも報告しております。

実際の大綱では、詳しい施策や推進組織等を記載し、A4で3枚から4枚ほどの内容になると思います。特に、教育行政執行方針は大綱に基づくもので、点検・評価報告書を検証材料として使用していきます。総合教育会議は、年2回の開催を予定しておりますので、会議においてもその内容を確認、評価していくことになると思います。

大綱の作成につきましては、以上のように取り進めてまいりたいと考えております。

町長 説明をしていただきました。今回、教育大綱は町長が作成する権限になる訳でございますが、やはり教育行政を精通しています教育委員会に対等な立場でお願いするものです。体系図が示されておりますし、今後の協議の中で整理していければと思います。このような形で、教育大綱を本年度策定していきたいと思います。何か、ご意見があればいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員等 はい。

町長 会議を進める中で色々なご意見をしていただければと思います。

それでは、(3)当面する黒松内町教育課題に入ります。6ページにある7つの項目、これ以外でもご意見があれば、フリートークなかたちで協議をしていきたいと思えます。いかがでしょうか。

町長 1番目の教育大綱は今、ご説明したとおりです。

2番目の白井川小学校、中学校の存続は、ご存知のとおり児童生徒が少ない状況でありますので、どうしていくかを考え、近いうちには結論を出していきたいと思えます。地域にも、これからの児童生徒数の推移を説明会にて周知しているところです。

生涯学習館の維持管理及び存続は、老朽化が見られています。特に、豊幌地区生涯学習館は長年、工房として使用していた方が退去されたこともあり、施設状況からも新しい利用者を探すのはできないものと思えます。地域では運動会がされていますので、体育館を解体することが良いのか悩んでいるところです。隣接しています住宅は、老朽化しており、もう使用できないと考えています。

大規模な教育関連施設等の整備は、体育館を今の場所に改修したいと考えています。

その中で、武道館をどうしようかと考えています。使用されている団体は残してほしいとの意向であります。体育館整備をし20年、30年は使用する訳ですから武道館はこれとほぼ同じ間使用できるのかということで、庁内の話し合いでは武道館を

解体し、新体育館に剣道や柔道ができるスペースを整備し、多目的にも使用するのが良いという結論です。しかし、使用団体と話し合いしておりませんので、どうなるか分かりませんが、今の状況です。体育館以降には、給食センターの改築が課題であると認識しています。

いじめや青少年健全育成は、今、中学生の自殺があり話題になっておりますが、条例がいいのか別の方法がいいのか、いずれにしても迅速な対応が必要ですので、町も教育委員会もこのような会議にてしっかり連携していきたいと思っております。

子育て環境の関連は、今回、教育委員会に乳幼児期から一連の子育て業務をまとめさせていただきましたので、ご意見をいただき進めたいと考えています。

地域づくりでは、現在、みんなの店や元気いちばなど地域毎に行われていますが、このように地域毎の活動がいいのか、他地域の取組を考えるなども課題であると思っています。

以上の項目でもよいですし、これ以外の項目についても、せっかくですので、皆さんのご意見をお願いします。

委員② 児童館の現在利用していた家庭のことです。上の子が児童館を利用しており、今年から下の子が保育園に入所しております。児童館利用料はどのようになっているのですか。

町長 維持管理費は無料で、町の負担です。ただし、おやつや文具類など必要な経費は、父母会の運営により月3千円を負担していただいています。

委員② 私が、月1回顔を出しており、この家庭の奥さんから保育料の負担が増え、児童館の負担が大変であるため、利用を止めるとお聞きしました。このため、負担の状況をお聞きしました。町長はどのようにこれから考えていますか。

町長 児童館は、二つの機能があります。放課後の小学1年生から6年生までの学童保育と、子どもたちに遊びに来てよいというものです。実際は、学童保育がほとんどの利用になっています。今、お話のあったお金が大変なのだというのはどのようなことなのでしょう。

事務局 補足させていただきます。私どもがお聞きしているのは、委員がお話されたとおり、月々3千円の教材費の負担が大変なので、1学期かぎり退園したいと親から申し出がありました。併せて、学年が上がるにしたがって、学校と児童館から帰ると、すぐに眠ってしまう日があり、体力も少なく、疲れている日が多いようだという事です。

委員② 経費面だけのお話しか聞いておりませんでした。

事務局 親に負担していただいている額は、昨年度と本年度は変わってはいません。

町 長 繰り返しになりますが、施設運営費は親に負担してはいただいております、おやつや行事経費などの名目としてです。中にはこの負担も大変という方がいらっしゃるのかと思いますが。

委員② 二人だと6千円になりますので、少しきつくなる方もいるのでは。

町 長 負担金などの額は、父母会が独自運営で決めており、町が関わっている訳ではございません。

委員② なら、町としてどうするかということは話せないのですね。分かりました。

町 長 結論めいたことは言えませんが、このような状況です。

委員① 学校訪問しておりますが、可能な範囲で養護学校や児童館、保育園も視察したいと思えます。

教育長 余市養護学校は北海道管轄になりますので、直接的なことは話せませんが、学校公開の日に合わせることはできるのではと思います。

児童館と認定子ども園は、教育委員会の管轄でありますので、行うことができます。

町長の考え方でもある子育ての一元化をしましたので、家庭状況を知った事柄は学齢期に係る業務にスムーズつなげたいと思えますし、少しずつできていますと思えます。

今まで保健福祉課で保健師が担っていたことで、こういう事があったのかと知ることもありますし、これを持って学校教育に係る業務に時間は掛かっても行っていきたい。

その中で、障がいがあるかなと考えられている保護者の皆様に、後志管内で行っている町村があります5歳児健診を行っていききたい。3歳児健診と入学前健診の間に行うことで、不安などの対応していききたい。母子手帳とは異なる子育て・育児手帳のようなものを作り、学校に入る時に親子さんも理解の上で、ニーズにあった教育を目指していききたい。

町 長 児童館は、今年から6年生まで受入れし定員35名にしたが、予想では高学年の希望をここまで見込んでおりませんでした。5、6年生になるとスポーツ少年団活動などもありますが、結構、利用したい子どもが多く、一杯の状態です。

また、先生が少ないのが頭の痛いところです。学年を拡大したため、トイレ、シャワーの改修や備品も大きな物を購入したりと対応しています。

委員② 高学年の子と話をしたら、学校が終わったら行く所が無い、遊ぶ所が無いと言っていました。いつも、友達の家に行くこともできないし、そうすると児童館に行って遊

ぼうと話してました。

町 長 友達が行っているのです、私も行きたいという子もいるようです。

委員② 習いごとしている子で途中から帰る子もありますが、これは特殊です。公園などもなく、一人で遊ぶ所がないので、やっぱり子どもたちがいる所となると児童館になるようです。

町 長 そうですね。

教育長 新体育館は、体育館というイメージよりも集える場所といった考えを持っています。年配の方が散歩の途中に寄ったり、待ち合わせの場所としても利用していただいたり、子ども達が壁を上ったりと。今は、入口で名前を書いての利用などと貸館的な利用になっていますが、共有できる交流スペースを充実させたいと考えています。集うという意味では、マナ・ヴェールは一定の役割を果たしていると思います。

委員② おしゃべりできる、騒げる、遊べる場所があるといいですね。

町 長 新体育館は、ただスポーツを行う場所ということではなく、来ていただいて色々な遊びができるスペースを作りたい。他の町の体育館との差別をしていきたい。

寿都町でも体育館を建設しましたが、どちらかといえばスポーツを中心とした施設に見受けられますが、本町ではお年寄りや子どもが来て話しができたり、多少の運動ができるというコンセプトを持って作っていきたいと考えています。

新体育館ができると、子ども達の遊び場のひとつになると思います。

委員② 集える場所があれば、子ども達に目が届く場所になり、いじめの問題としてもいいと思います。友達ができない子にとっても交流の場につながると思います。

教育長 3,000人の小さな町ですから、大体あいさつができる、顔見知りであったり、顔が変わらない人がいると転勤した人かなと思える環境です。

大人であれば飲食店で交流できますが、中高校生であればなかなか場所が無く、どこか集える場所があれば、年配の人達とも定食などを食べられる、まちなかカフェみたいな場所があると、行ってみようと思うのではと思います。何かのクラブに入っていると交流がありますが、入っていなければ無いと感じます。

委員② 待ち合わせの場所があっても夜であれば子ども達だけでは行けない。

私は小さい子がいないので、たまに子ども達に会うと色々な話を聞いたりします。子ども達もそうゆう所があるといいと話していました。

教育長 近い感じは、温泉ではないでしょうか。親が温泉に入っていると、早く出てきた子ども達が卓球台があるスペースで、卓球をしたり、話をしたりできる場になっています。温泉ができたことで、町の会話量がずいぶん増えたのではと感じています。

みんなが明るく、声を掛け合える、そして、子どもにも目が届く場となり、理想的な環境と思います。

委員② 体育館がどんなかたちになるか楽しみです。

町長 お話のとおり少し変わった視点を持ったものにしたいと思っています。

委員② 児童館改修では、シャワー室もできたのですね。ただ、施設全体、体育館は狭いですね。

町長 そうです。大きい子から小さい子が一緒に入る訳にはいかないです。体育館までは正直手を着けられませんでした。

委員② 以前、先生が言っていたインターネットのゲームなどにつながるのですね。

教育長 みんなの視線を感じる、今、私がここに居るんだ、こうやっているんだ、こう考えているんだとわかり合えることが大切で、やはり人だと思います。施設があればいいのではなく、人が交流できる視点をしっかり持っていないと、施設が冷たい感じになってしまう。

体育館もそうしていきたいし、町民センターには放課後教室に集まる子ども達が、「ただいま」、「お帰り」と言い合える、家族みたいな感じがいいですし、子どもがどこの誰だと分かる。それができる町なんだなと思います。

委員② 人口がこれだけになったから、なるべくそうして行きたいです。

教育長 小さな町の良さとして出していきたい、逆に言うと強みです。少ないからできる、質としていいものを体験させられると思います。

一例では、スポーツ少年団の全道大会出場経費の支援です。参加料だけではなく、宿泊料も満度に出す町なんかありません。他では、餞別として出しても1万円か、多くても3万円と聞きます。

町長 うれしい悲鳴です。野球では3つの全道大会に出場します。頑張ったといいながらも、大きな支出です。

教育長 町長や議長さんにも壮行会に出席いただき、激励をもらっています。

予算は町長の専決をしていますが、議員の皆さんにも理解いただけると幸いです。

そういった目で育てていくのが黒松内で、他にはそうそう無いと思います。

委員② こんな支援を受けながら、子ども達が頑張ってくれるのはうれしいです。

町 長 頑張った分は、応えてあげたいと思います。

委員③ 先ほどの話にあった「お帰り」のたった一言でも言える気持ちがすばらしい。よその子にもお帰りといえる、「今、帰ってきたの」と感じあえるの精神が大好きです。

遊具のある遊び場はある意味ではとっても大切ですが、何か変化してきたと感じています。今まででしたら、地域に空き地があってボールを拾えないくらいの小さな子から6年生までの子が特別な物が無くても一緒に遊んでいた。特別な物があることで狭くなったり、遊びが制限されたりしている。制限がなく広い所があっても遠かったりしています。

母さんが帰って来たのを見られるくらい近い場所の空き地が、鉄棒程度は良いが遊具が沢山ある場所よりいいのでは。空き地は駐車場になっていて、単純な遊びが無くなっている。この間の遊具の件があった時、考えていた。年代を問わず、どんな遊びもできることが良い。

町 長 何も無くて広い所があるといいです。昔、そんな所で野球をしてました。

委員① 川遊びする子どもも減ってきている、見かけないですね。

委員② 危ないからね。時代ですかね。

教育長 変化していく側面とこうあってほしいという願いを、うまく合わせていかなければ押しつけても受け入れられない。こんなことが楽しいと感じられることを、社会教育やプラセンターの教室やキャンプなどでやっている。

この中に、保護者が入って一緒にやっていて、成果が出ていると感じているのは、夜のファミリースポーツで保護者も子どもと一緒に体を動かしている。家族みんなでやるんだということが伝われば良いが、仕事の時間もあるので時間を作ろうとする家庭教育の課題としてもあるだろうと感じている。

そこが、本当にうまく回ると、かなりがっちりとしたものになる。今年の教育行政執行方針にも家庭教育を入れたのですが、子育て支援を通じてより確かなものにしていきたい。

委員② 年令に違いによる考え方の違いはありますね。

私たちがお話しても、理解していただけない年令層が、子育ての父兄の世代です。自分の孫くらいの代になってきている。

委員③ 若いお母さん達と話す機会は、減ってきている。少し前までであればミニバレーと一緒にしていましたけれど。

実際、若いお母さん達が子育てで悩んでいたり、子どもに変化が出ているのは、交流の少ない人かなと思います。悩みを聞くのではなく、交流をすることができれば違うのかなと、一歩前に何かできるかもと思います。

教育長 第2回、第3回のこの会議で話しができればと思います。

町長 関連して、人口減少など対策の地方創生総合戦略の策定のための準備作業をしています。委員からご意見を聞いたり、会議のメンバーになってもらったりして、具体的な事業をピックアップしていきますので、今日出た意見も参考にさせていただきます。町全体の地域力アップにつなげていきたいと思っています。

町長 その他の今後の予定を説明してください。

事務局 9ページをご覧ください。教育大綱の説明でもお話ししましたが、9月下旬には第2回総合教育会議を開催し、本日お話した方向性を基に大綱案を作成しますので、検討いただきます。

10月には、みんなで歩むまちづくり条例に基づく大綱案の町民意見収集手続を実施します。11月には、町民の皆さんからいただいた意見を基に、大綱案の見直し作業を行います。これを受け、11月には町長が大綱を策定し、公表いたします。

最後になりますが、第4回の総合教育会議は12月に、予算関連する意見交換と、適時、教育課題に対するお話をし、整理していければと思います。

町長 今年は、このようなスケジュールで行いたいと思います。

せっかく、この会議を作りましたので、特に予算関係では今までは決まってから提示していたと思いますが、12月であればやる、やらないを決める前に、委員の皆さんのご意見を聞いた上でできるだろうと思います。

年末ギリギリで申し訳ありませんが、予算に係る部分で委員さんからの意見もいただければと思いこの日程としましたので、よろしく願いいたします。

初めての会議でしたが、教育委員の皆さんとこのような話ができただことは、この会議の良いところだと思います。

委員① 私たちもこのような話しをする機会が無かったので、できて良かった。

町長 制度が変わったこともあり、前向きに捉えて色々ご相談をしながら進めたいと思っています。以上をもちまして、会議を閉じらせていただきます。ご苦労さまでした。